

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第29条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第29条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第29条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第29条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>

4～6 [略]

4～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。